国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

一諸国村々大小ニ石姓ニ年
貢并諸役掛り物或村入用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一諸國村ニ大小ニ百姓ニ年
貢并諸役掛り物或村入用
木ニ至ルヲ毎月名ニ組ニ念入
帳面ニ不考し想百姓ニ合納
定ニ無相違ニ小かゝるゝハ諸ニ下ニ於
取置ニ下ニ至名ニ組ニ義石帳
面ニ眞判ニ仕事

一諸國村々大小之百姓共年
貢并諸役掛り抽或村入用
木ニ至ルて毎年名を組改念入
帳面不考し想百姓立合納
定ニ在れ遠ニ小かゝてハ諸々ニ下形
取量ニ下ル名を組改義石帳
面ニ奥判ニ仕事
一右ニ定りしる事なりといへ
得ニ志年来之仕ニ世を以て
毎年御定帳面想百姓ニ下形
とも不取量ニ大小不及ひ故
聞ニ有之ハ系自今以後ハ皆
為度可れ守事
右之旨知行村々ニ一れ觸ハ
若此以後ニ大小不及ひハ御遂
吟味件之觸書ニ改為之
村方有之ニ比頭ニ為越度ハ
いと
申九月

毎週御宮帳面想百姓言形
とも不取屋か入ハ及ひ故
聞ニ有之ハ系自今以後ハ旨
為度可相守事
右之様知行村ニハ一相觸ハ
若此以後か入ハ及ひハ御遂
吟味伴之觸書ニ不被為知
村方有之ハ比頭一為越度ハ
以上

申九月

右御觸書之趣庄屋年寄小
百姓ニ至ル兼知行ハ小書面之
趣為度相守ニ下ハ以上

申十月

舞村
庄屋 誰下
年寄 誰下
百姓 誰下

京山駿河守殿宵
小雲司中

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

寛文十二年

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

塔夷村 松林年貢ゝ覚

寛文十二年

外斗五升 松林年貢 塔夷村 松ゝ傍

〃 十三年

延宝二年

〃 三年

〃 四年

外斗四升九合 又兵村 [illegible]

作塔夷村 松林年貢 二ツ石七斗 [illegible]

〃 五年

外斗五升 松林年貢 塔夷村 松ゝ傍

〃 六年

〃 七年

〃 八年

〃 九年

天和二年

〃 三年

貞享元年 不取ゝ

〃 二年

〃 三年

〃 四年

元禄元年 ヨリ 同八年迄 朱鈴帳 紛失

〃 八年

外斗五升 松林年貢 塔夷村 松ゝ傍

〃 三年
〃 四年
〃 〃 〃
元禄元年ヨリ同八年迄朱鉛帳紛失
〃 八年
〃 永年五升
〃 九年
〃 〃 〃
〃 十年
〃 〃 〃
〃 十一年
〃 〃 〃
〃 十二年
〃 〃 〃
〃 十三年
〃 〃 〃
〃 十四年
〃 〃 〃
〃 十五年
〃 〃 〃
〃 十六年
〃 〃 〃
〃 十七年
〃 〃 〃
宝永二年 不和人
〃 三年 拓林子貢 拓本行 拓本行
〃 永年五升
〃 七年 不和人
〃 五年分 正徳五年迄同上
享保元年分同十八年迄 如先 拓本行 拓本行
〃 永年五升
〃 十九年 拓林子貢 拓本行 拓本行
〃 〃 〃
〃 二十年ヨリ 寛延七年 拓本行 拓本行 延六同上
寛延二年ヨリ 宝暦八年迄如先
永年五升 拓林子貢 拓本行 拓本行
安永四年 [illegible]

十五年
十六年
十七年
宝永二年 不和人
三年 北斗五升 松林子貢 [illegible]
七年 不和人
五年分 正徳五年 近日上
享保元年分 同十八年 近日上 [illegible]
北斗五升 [illegible]
十九年 松林子貢 [illegible]
二十年ヨリ 寛延七年 [illegible] 近六日上
寛延二年ヨリ 宝暦八年 近如元
北斗五升 松林子貢 [illegible]
安永四年 松林子貢 [illegible]
北斗五升 [illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

石倉村

字堂ノ坪
居屋敷
下ニ 文左分
丑寅角池ニ成林カチラ永荒
東庄 西庄
西庄 小林

字カケコシ
中 [illegible]分
東庄 西庄
西[illegible] 小[illegible]

字カケコシ
下ニ [illegible]分
東中山 西庄
西[illegible] 小[illegible]

字八ノ坪
三庄 [illegible]分
東[illegible]川 西庄
西[illegible] 小[illegible]

是ハ水先ニテ大抜し
申下下ニ
三[illegible]有

字シテヌカ
下ニ 居[illegible]分
西庄 小[illegible]
東[illegible] 西[illegible]
西庄 小[illegible]

山田今ニ水有

石[illegible]七日余水拝

拝ニ
[illegible]ハ大ノ[illegible]
[illegible]

中 カレホアリ

七尺五分

以尺五分

深尺五分

一昼夜水拝

小川	山 七尺五分	納
山 久尺五分	山 四尺五分	納

東

字四方田

下 三胸分

東 納 西 納

白 納 小 小川

字 東 ヒカシラ

今ハ水ツリ 胸尺分

下ニ

右二条口日条水拝

宝暦八年 宝九月十八日 五村 ニ 七ス

福祿刻ヲ入

右ハ六ツ七ニ卯

下 [illegible]

右無家兄方ヲ[illegible]

[illegible]

[illegible]

宮西ノ口 三ヶ所

門

中 七左衛門

カレホ アリ 以左衛門

源衛門

絵

小川	左 七左衛門	納
	左 久左衛門	左 源左衛門	納

也 東

一屋夜收拝

宮四方田 東納 西納

下 三胸分 西納 小川

宮 東 ヒカシラ 東小川左 西納

今ニ水ツリ 胸左分分 西納 小納

下ニ

右二条口日条收拝

宮暦八年 宮九月十八日西村ニ見分

ニ出ス

福祿刑ヲ入

右ニ入ル 下部三人

右無家見分ニ付ニ出し候ニ付ニ入

乳母ノ口ニ付一通リ入ル也ニ出ス

[illegible]書[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

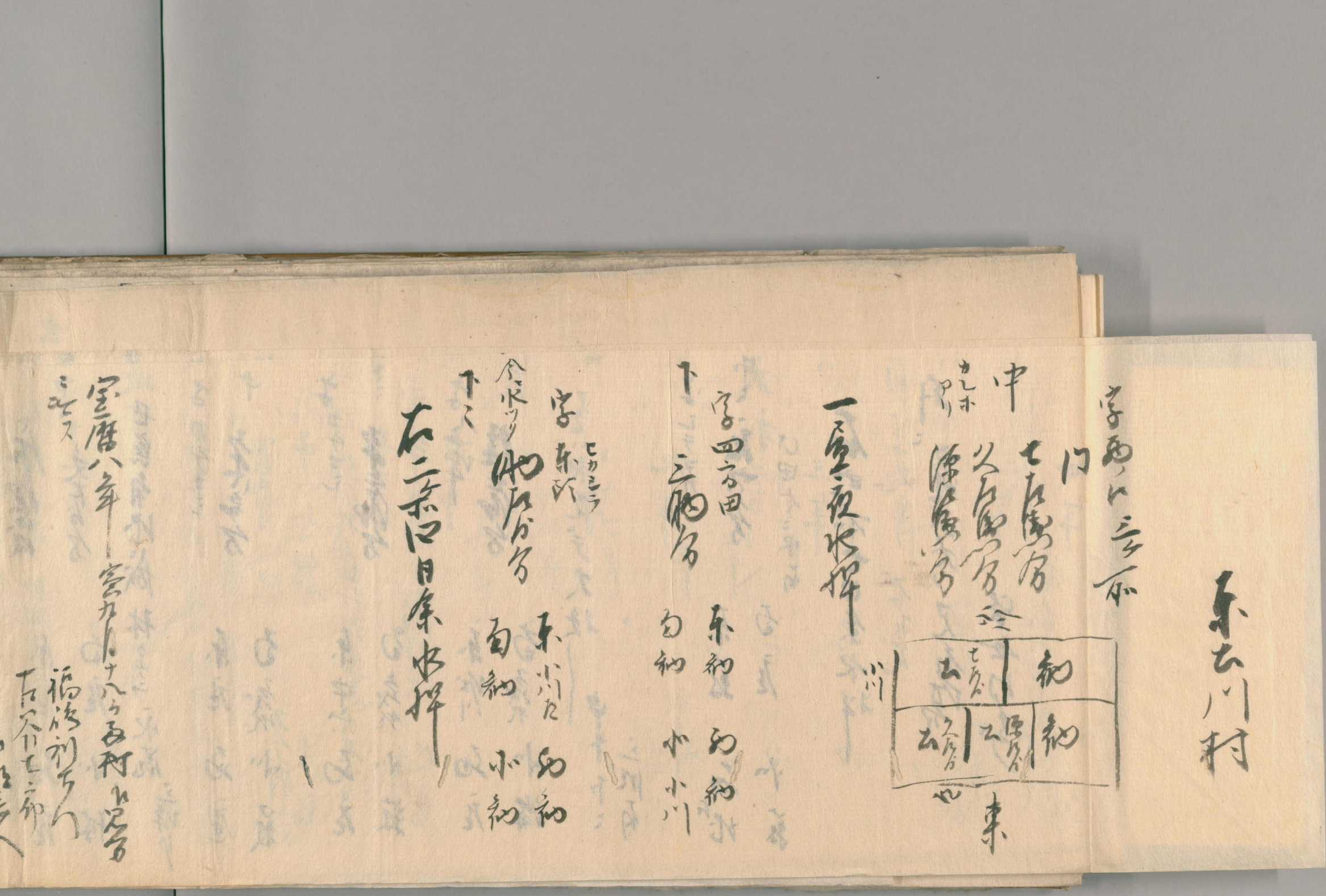

東山川村

字西ノ口 三ヶ所

門

中 七左衛門分

カレホアリ 久左衛門分

源衛門分

絵

小川	山 七左衛門	納
	山 久左衛門	山 源左衛門	納

也 東

一屋夜水桿

字四方田 東納 西納

下 三納分 西納 小川

字 東 ヒカシラ 東小川 西納

今ハ水ツリ 納左分分 西納 小納

下ニ

右二条口日余水桿

寛暦八年 寛九月十八ヶ西村ニ見分

ニ比ス 福後利ヲ入

古穴ヲ七ニ卯

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

[illegible]

[illegible]

祝酒[illegible]

[illegible]

石代青銅[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大堂會御[illegible]

[illegible]

[illegible]

穂也[illegible]

元文四未年[illegible]

[illegible]

[illegible]

貞享元年 石倉村年貢米納帳

戴斗五升 [illegible] 培表

[illegible] 権兵衛

覺

一去秋村方不作ニ付其方一ニ御
四ヶ年ニ付御ヶ年救米未
進米未一時却渡不事ニ出
当年ニ其ニ[illegible]村方無高
ト称ニ為四税何者也ニ
言寄宅百性中呼集一歌
祝ニ[illegible]

祝酒長中

于者一祝

石代青銅長貫文也又
当其ニ[illegible]ニ此御稲穂
か宛田畑ニ入交作有ニ[illegible]
大堂會御拔穂為御用白
分御使ニ江州松本村母加島左
村ニ一ヶ年ニ時元功ヶ御拔
穂也ニ[illegible]

元文四未年二月下駿河

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』請求記号 826-91

一日銀三匁宛

稲嶋利右衛殿

古屋七郎殿

一日銀貳匁宛

清[illegible]様

法[illegible]人

[illegible]様

一

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

一日報三女死

一日報弐女死

一男四人
一女弐人

一男四人
一女三人

一男四人
一女弐人

一男四人
一女三人

一男四人
一女弐人

一男四人
一女三人

一白銀弐枚　清涼院

一金百疋　法輪院

一金百疋　法輪院

一金百疋　法輪

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

七月

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』請求記号 826-91
ガラス使用

土山武宗

東京府貫属士族社
仰付為家禄現米六拾五石
一斗小賜[illegible]
庚午十二月

太政官

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

御用之儀ハ
間禮服着用
只今出仕可
有之ハ也

十二月廿四日 宮内省

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

只今出仕可
有之事也

十二月廿日 富岡省

土山宿在位殿

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用